

## 小美玉市指定給水装置工事事業者の新規指定申請について

新規指定の申請にあたりましては、以下に記載した①～④の届出書類及び添付書類をご提出ください。

なお、指定を受けた後に届出内容に変更が生じた際には、**裏面**に記載した届出書類及び添付書類が必要となります。

また、水道法により指定の有効期限は5年間となります。

### 《提出書類》

- ① 様式第1号（指定給水工事事業者指定申請書）及び別表（機械器具調書）
- ② 様式第2号（誓約書）
- ③ 様式第10号（給水装置工事主任選任・解任届出書）
- ④ （小美玉市指定給水装置工事事業者）業務内容等確認書

### 《添付書類》

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・登録事項証明書（原本）</li><li>・定款の写し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票の写し</li><li>（省略していないもの）</li></ul>
<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・給水装置工事主任技術者免状の写し</li><li>・給水装置工事主任技術者証の写し（<u>財給水工事技術振興財団発行の写真入りのもの</u>）</li><li>・事業所の位置図（市町村役場、あるいは主要幹線道路が記載されているもの）、 周辺図（住宅地図の写し可）</li></ul>	

### （その他の注意事項）

※ 申請受付は毎月行っておりますが、指定は受付月の翌月の16日となります。  
また、指定水道給水装置工事事業者証交付の際、指定工事店登録手数料として1万円の納入が必要となります。

※ 小美玉市指定給水工事事業者は、小美玉市のうち小川地域、美野里地域の指定となります。  
玉里地域の給水区域に関しましては、湖北水道企業団（☎0299-24-3232）での指定となります。